

独立行政法人教職員支援機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要項

平成 29 年 4 月 1 日

理 事 長 裁 定

(目的)

第 1 条 この要項は、独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）が発注する工事、物品の購入及び製造、役務並びにそれ以外の契約（以下「契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講じる必要が生じた場合の取扱いについて定め、契約事務を適正に行うことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要項において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第 3 条 理事長は、機構との契約実績を有する者で、今後においても契約の相手方となることが見込まれる者（以下「業者」という。）が、別表第 1 及び別表第 2 の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号及びこの要項の定めるところにより期間を定め、契約に係る業者との取引停止を行うものとする。

2 取引停止の対象となるのは、機構が発注する契約により業者が別表各号の措置要件に該当することとなる場合のほか、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 公的機関からの情報及び主要報道機関の報道に基づき、業者が別表各号の措置要件に該当することとなり、かつ、機構が発注する契約の相手方となることが見込まれる場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、理事長が特に必要と認める場合

3 機構との契約によらずに別表各号の措置要件に該当する場合で、機構との契約のない期間が、当該措置要件ごとに規定する最長期間を経過していた場合は、取引停止の措置は講じないものとする。ただし、当該事案が極めて悪質で、取引停止措置を講じる必要があると認めた場合はこの限りでない。

(下請負人に関する指名停止)

第 4 条 理事長は、前条の規定により取引停止を行う場合において、当該取引停止について責を負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該取引停止をされる業者の取引停止期間の範囲内で期間を定め、取引停止を併せて行

うものとする。

(共同企業体に関する取引停止)

第5条 理事長は、第3条の規定により共同企業体について取引停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該取引停止について責を負わないと認められるものを除く）について、当該共同企業体の取引停止期間の範囲内で期間を定め、取引停止を併せて行うものとする。

2 第3条又は第4条による取引停止に係る業者を構成員に含む共同企業体については、当該取引停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を行うものとする。

(取引停止に係る特例)

第6条 業者が一の事案により、別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における取引停止の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の取引停止の期間が1ヶ月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る取引停止の期間満了後1ヵ年を経過するまでの間（取引停止期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号及び第2号又は第3号から第5号までの措置要件に係る取引停止期間の満了後3ヵ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号及び第2号又は第3号から第5号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前項の規定による取引停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができるものとする。

4 業者の責に帰する悪質な事由の場合や業者が重大な異常事象を生じさせた場合等については、取引停止期間を当該長期の2倍まで延長することができるものとする。

5 理事長は、取引停止期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号又は前各項に定める期間の範囲内で取引停止期間を短縮又は延長することができるものとする。

6 理事長は、取引停止期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認められるときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。

7 理事長は、取引停止期間中の業者であっても、当該業者以外からでは給付を受けることができない等の特別な事情があると認められる場合は、当該契約に限り相手方業者と

することができる。

(取引停止措置等の通知等)

第7条 理事長は、第3条の規定による取引停止、第6条第5項の規定による取引停止期間の短縮又は延長及び第6条第6項の規定による取引停止の解除をしたときは、別紙様式により遅滞なく当該取引停止業者に対し通知するとともに、機構のホームページ上で公表するものとする。

(指名等の無効)

第8条 理事長は、取引停止とした業者について、現に競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取り消さなければならない。

既に入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）が提出され開札等に至っていない場合は、入札書等の受理を取り消さなければならない。

(取引停止期間中の下請け等)

第9条 理事長は、取引停止期間中の業者が当機構における契約に係る工事又は製造等の全部又は一部を下請けすることを認めないものとする。

(警告又は注意の喚起)

第10条 理事長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 独立行政法人教員研修センターが発注する契約に係る取引停止等の取扱要項（平成21年4月14日理事長裁定）は、廃止する。

別 紙
独 教 総 財 第 号
平成 年 月 日

取引停止措置（期間変更・解除）通知書

住所
称号又は名称
代表者氏名 殿

独立行政法人教職員支援機構
理事長〇 〇 〇 〇

下記理由により貴社（殿）を取引停止（期間変更・解除）としましたので通知します。

記

1. 取引停止（期間変更・解除）

取引停止措置期間：平成年月日～平成年月日（ か月）

取引停止措置変更期間：平成年月日～平成年月日（ か月）

取引停止解除期日：平成年月日

2. 事実概要

3. 取引停止措置（期間変更・解除）の理由

○問い合わせ先

独立行政法人教職員支援機構

総務部財務課調達係

TEL 029-879-〇〇〇〇

別表第1 事故等に基づく措置基準（第3条関係）

措 置 要 件	期 間
1 虚偽記載 機構発注の契約に係る一般競争契約、指名競争契約又は随意契約において、入札前又は契約前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内
2 入札妨害 落札者が契約を締結しないとき。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内
3 過失による粗雑な契約履行等 イ 機構発注の契約の履行にあたり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき。（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。） ロ 他の公的機関における契約の履行にあたり、瑕疵が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内
4 契約違反 第2号に掲げる場合のほか、機構発注の契約履行にあたり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内
5 安全管理措置の不適切により生じた公衆の事故 イ 機構発注の契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 ロ 他の公的機関における契約履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内
6 安全管理措置の不適切により生じた履行関係者の事故 イ 機構発注の契約履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 ロ 他の公的機関における契約の履行にあたり、安全管理	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内 2週間以上2か月以内

の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	
7 その他 前各号に準ずる行為等により、機構発注の契約相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定した日から前各号に準じて理事長が定める期間

別表第2 贈賄、不正行為に基づく措置基準（第3条関係）

措 置 要 件	期 間
1 贈賄（機構の役職員に対する贈賄） 次のイ、ロ又はハに掲げる者が機構の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。 イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認められるべき肩書きを付した役員を含む。（以下「代表役員等」という。）） ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で、イに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。） ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）	逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上12か月以内 3か月以上9か月以内 2か月以上6か月以内
2 贈賄（他の公的機関の職員に対する贈賄） 次のイ、ロ又はハに掲げる者がほかの公的機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上9か月以内 1か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内
3 独占禁止法違反行為 次のイ、ロに掲げる契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号若しくは第19条に違反し、公正取引委員会の排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき。 イ 機構発注契約 ロ 他の公共機関発注の契約	命令を出されたことを知った日から 3か月以上12か月以内 1か月以上9か月以内
4 重大な独占禁止法違反行為等 工事において、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなった場合（当該工事に政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受ける者が含まれる場合に限る。）。	刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から

イ 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号若しくは第19条に違反し、刑事告発を受けた場合（代表役員又は一般役員等若しくは使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。 ロ 代表役員等又は一般役員等若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。	6か月以上24か月以内
5 談合 業者である個人、業者の役員又はその使用人が、刑法（明治40年法律第54号）第96条の6に規定する談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 2か月以上12か月以内
6 不正又は不誠実な行為 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
7 その他 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により、公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約相手方として不適当であると認められるとき（契約事務取扱要項第4条第1項各号に規定するものを除く。）。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内